

令和3年神審第22号

裁 決

ヨットA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年11月17日21時59分半少し前

和歌山県勝浦湾

2 船舶の要目

船種 船名 ヨットA

総トン数 9.7トン

登録長 10.86メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 39キロワット

3 事実の経過

Aは、船体船尾部に操縦席を設け、同席前部両舷側に舵輪を、同席前部中央にGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製プレジャーヨットで、a受審人が1人で乗り組み、家族等2人を同乗させ、周遊の目的で、船首0.1メートル船尾1.2メートルバラストキール下端まで2.2メートルの喫水をもって、令和2年11月17日21時30分和歌山県勝浦港を発し、高知県室戸岬港に向かった。

a受審人は、右舷側の舵輪の後方に立って操船に当たり、2人の同乗者を船首及び左舷側の舵輪の後方にそれぞれ立たせて見張りの補助に当て、GPSプロッターを作動させながら、勝浦湾を南下した。

ところで、勝浦湾の乙島南方沖合には、水深2メートル未満の浅所域（以下「乙島南方沖合の浅所域」という。）が存在し、a受審人は、前日16日に勝浦湾を北上して勝浦港に入港するに当たり、事前に船内に備えていた一般財団法人日本水路協会刊行のプレジャーボート・小型船用港湾案内（本州南岸2）中の勝浦湾の案内図を見て、同浅所域の存在を知っていた。

また、a受審人は、16日に勝浦湾を北上中、作動させていたGPSプロッターに前示浅所域が表示されることを確認していた。

a受審人は、21時54分半少し前那智勝浦鯉島灯台（以下「勝浦灯台」という。）から278.5度（真方位、以下同じ。）1,070メートルの地点で、針路を167度に定め、5.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により機走で進行した。

a受審人は、21時55分少し前勝浦灯台から275度1,040メートルの地点に達したとき、乙島南方沖合の浅所域に向首接近する状況であったが、障害物があれば同乗者から助言があるものと思い、作動中のGPSプロッターを見て同浅所域との位置関係を把握するな

ど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、乙島南方沖合の浅所域に向首したまま続航し、21時57分半少し前勝浦灯台から247.5度1,020メートルの地点で、同乗者からの船首方に障害物がある旨の助言を受けて右回頭を開始して進行中、21時59分半少し前勝浦灯台から252度1,080メートルの地点において、Aは、船首が093度を向き、1.5ノットの速力となったとき、同浅所域の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の北風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、舵が損傷して操舵不能となり、水上岩に打ち付けられて船体が大破し、後に廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、勝浦湾において、室戸岬港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、乙島南方沖合の浅所域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、勝浦湾において、室戸岬港に向けて航行する場合、乙島南方沖合の浅所域の存在を知っていたのだから、同浅所域に向首接近することのないよう、作動中のGPSプロッターを見て乙島南方沖合の浅所域との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、障害物があれば同乗者から助言があるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、乙島南方沖合の浅所域に向首接近する状況に気付かないまま進行して同浅所域の浅所に乗り揚げた事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 6 月 2 8 日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広